

山野美容芸術短期大学 アーチェリー場利用規約

[利用者]

八王子アーチェリー協会会員及び八王子アーチェリー協会の許可した者

※ 以下八王子アーチェリー協会会員は協会員と省略します。

[個人利用日]

1. 土曜日及び日曜日

2. 平日 事前予約とする。前日までにアーチェリー協会 卯月に必ず連絡のこと。

ただし、山野美容芸術短期大学の催しを優先とし、急きょ利用不可となる場合もあります。

[初心者講習会]

毎週土曜日 午前9時～12時 指導員の管理のもとに練習を行う。

[個人利用の許可]

1. 協会員（幼児、小・中学生を除く）及び協会の許可した者

自己の弓具を所有する者で、八王子市民体育館利用認定証、または他の公営射場の利用証を所有する者及び前述の初心者講習会において八王子市民体育館利用認定証保持者と同等の技術を有する者に、利用許可証を交付する。

2. 幼児、小・中学生の協会員

自己の弓具を所有する幼児、小・中学生の協会員は、その保護者に利用許可証を交付する。

ただし、幼児、小・中学生の単独での利用は許可しない。必ず保護者が射場で監督し、安全利用を管理することを必須条件とする。

3. クラブ活動での利用

協会が許可したクラブ、団体においては、その監督責任者に、利用許可証を交付する。必ず監督責任者が射場で監督し、安全利用を管理することを必須条件とする。

[許可証の発行]

1. 新たに許可を受けようとする者は、毎週土曜日午前9時～12時の初心者講習会時に申請を行い指導員が適当と認めた者に、許可証を発行する。

[射場利用方法]

1. 利用者は、利用許可証を提示し、山野美容芸術短期大学構内の受付より鍵を預かり利用する。

2. 鍵を預かった者が、利用責任者となり、レストハウス及び射場の管理及び他の利用者の安全利用の管理を行うとともに、利用許可を受けてないと思われる者については、利用許可証を提示させ許可の有無を確認のうえ利用させること。

3. 前述の鍵を預かった者が、他の利用者より早く退場する場合は、引き続き利用する者と共に受付に出向き、鍵の引き継ぎを行う。けっして、引き継ぎを行わずに利用はしないこと。

4. 利用者は、レストハウス内に設置した利用者名簿に氏名等必要事項を記入する。

[清掃等]

1. 個人で排出したごみ（食事、おやつ、破損矢、ノック、ベイン等）は、必ず持ち帰ること。
2. 的については、協会所定の場所に廃棄すること。
3. レストハウスの清掃に協力すること。また、レストハウス内（特にトイレ）を、個人的に著しく汚した場合は、その都度、清掃すること。

[費用及び利用条件]

1. 協会員等は的代として、初回時500円を徴収する。ただし、幼児、小・中学生は無料。
また、初心者講習会参加者は、初回時無料、2回目以降参加する者について、500円を徴収する。
2. 利用者は、必ず障害保険に加入すること。